

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 30 年 9 月 28 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1800049号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1800024号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めるることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和31年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成8年6月1日から平成9年8月1日まで
② 平成9年8月1日から平成13年8月1日まで

請求期間①について、厚生年金保険の記録では、A社における標準報酬月額が、平成8年6月1日付けで、従前の26万円から15万円に減額されている。また、請求期間②について、厚生年金保険の記録では、B社における標準報酬月額が、平成9年8月1日付けで、従前の15万円から9万2,000円に減額されている。請求期間①及び②に実際に支給されていた給与額は30万円だったので、調査の上、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社及びB社の元事業主に文書により複数回照会したが、回答を得ることができず、請求期間①及び②について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく届出及び厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、請求者の請求期間①及び②に係るオンライン記録に、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡はなく、社会保険事務所(当時)の不合理な事務処理は見当たらない。

一方、請求者が所持する平成9年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、当該期間のオンライン記録の標準報酬月額に基づき算出した額とおおむね一致していることが確認できる。

また、請求期間①及び②について、当時のA社及びB社の総務経理担当者は、社会保険事務所に届出を行っていた標準報酬月額に基づいて計算した厚生年金保険料を従業員の給与から控除していた旨陳述しているところ、複数の同僚から提出された平成8年6月分から平成13年1月分まで(平成8年9月分を除く。)の給与明細書によると、当該同僚のオンライン記録の

標準報酬月額に基づく保険料が控除されていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①及び②における請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。